

趣意書

アートをたずねる月代表
前田勝利

福岡のギャラリーや店舗が手をつないで「アートをたずねる月 Fukuoka Art Walk」を企画しました。趣旨はアートシーンの活性化にあります。身近な店舗に作品を飾りスタンプラリーという形式をとってそれを線で結び、アートを遠いところを感じている方達に、身近に楽しんでいただければと思っています。

また、私たちの社会は、これまで築いてきた日本的文化を便利な道具と引き換えに失ってしまいつつあります。一人ひとりの心の通う笑顔で楽しめる魅力的な文化を、もう一度再生しアーティストが自立できる豊かな空間を作り出すことが出来ればと考えます。

それらの実現のために下記の目標を掲げて活動いたします。

目的

1. アーティストの発表の機会を作り、アーティストを育成する事によりアートを活性化させる。
2. ギャラリー・店舗・イベント会場など、様々なスペースを使用し街をアートで飾る。
3. 地域の情報を共有する事により文化・交流を促進させる。
4. スタンプラリーなど一般のお客様に気軽に楽しんでもらえるイベントを企画運営し、アートを身近なものとして親しんでもらう。

規約

第1条

当会は、スタンプラリー形式の「アートをたずねる月 Fukuoka Art Walk 」を開催し、福岡の芸術文化活性のための活動を行う。

第2条

当会は「アートをたずねる月 Fukuoka Art walk 」に参加するギャラリー・店舗・アーティストによって構成する。

第3条

当会は、事務局を当分の間「福岡書芸院内〒816-0943 大野城市白木原 5-1-27 TEL092-573-5753」に置く。

第4条

当会に実行委員会を置き、役員として代表1名、事務局長1名、会計監事1名、庶務幹事1名、会計幹事1名、広報幹事1名、企画幹事1名を選任する。

第5条

役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第6条

代表は会の業務を総括する。

第7条

事務局長は事務運営を行なう。

第8条

会計監事は会の会計の監査を行なう。

第9条

幹事は会の業務を処理する。

第10条

当会の経費はイベント参加費を1人10,000円をもってあてる。

第11条

当会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

役員

代表 前田勝利 事務局長 川野義雄 会計監事 森六月 庶務幹事 前崎鼎之
会計幹事 高木崇雄 広報 宮木初雄 企画幹事 高木崇雄